



2021年12月15日

各 位

会 社 名 トビラシステムズ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 明 田 篤  
(コード番号：4441 東証第一部)  
問い合わせ先 常務取締役 後藤 敏仁  
TEL. 050-3612-2677

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年1月20日開催予定の当社第15期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年中に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を次の通り変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2 定款変更の内容

定款の変更内容は別紙の通りであります。

#### 3 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年1月20日（木曜日）

定款変更の効力発生日 2022年1月20日（木曜日）

(別紙：定款一部変更の新旧対照表)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第17条（株主総会資料の電子提供）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>附則</u> <u>第2条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u> 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第17条（株主総会資料の電子提供）は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上